

答申第 938 号

諮問第 1477 号

件名：児童相談所から入手した文書等の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記 1 及び別記 2 の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 28 年 2 月 8 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 3 月 23 日付けで行った 2 件の不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、次のとおりである。
開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の不開示理由説明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求対象文書について

ア 別記 1 文書 1（以下「文書 1」という。別記 1 文書 2 以下も同様とする。）について

文書 1 は、愛知県県民生活部県民総務課人権推進室（当時。以下「人権推進室」という。）が平成 27 年 4 月 1 日から文書 1 に係る開示請求がなされた平成 28 年 2 月 8 日までの間に児童相談所から入手した文書と解した。

イ 文書 2 について

文書 2 は、人権推進室が平成 27 年 4 月 1 日から文書 2 に係る開示請求がなされた平成 28 年 2 月 8 日までの間に女性相談センターから入手した文書と解した。

ウ 文書 3 から文書 11 までについて

文書 3 から文書 11 までに係る開示請求書の「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」欄にはいずれにも

「事例が記載されている文書」と記載されていた。

人権推進室の職員が開示請求者に確認したところ、「事例」とは、「児童相談所や女性相談センターなどの県の相談機関が受けた、人権侵害に関する相談に係る具体的な事例」とのことであった。

(ア) 文書 3 について

文書 3 は、人権推進室が平成 27 年 4 月 1 日から文書 3 に係る開示請求がなされた平成 28 年 2 月 8 日までの間に作成又は取得した文書のうち、児童相談所、女性相談センター等の県の相談機関（以下「県相談機関」という。）が受けた同和問題に係る人権侵害に関する相談の具体的な事例が記載されたものと解した。

(イ) 文書 4 について

文書 4 は、人権推進室が平成 27 年 4 月 1 日から文書 4 に係る開示請求がなされた平成 28 年 2 月 8 日までの間に作成又は取得した文書のうち、県相談機関が受けた犯罪被害者に係る人権侵害に関する相談の具体的な事例が記載されたものと解した。

(ウ) 文書 5 について

文書 5 は、人権推進室が平成 27 年 4 月 1 日から文書 5 に係る開示請求がなされた平成 28 年 2 月 8 日までの間に作成又は取得した文書のうち、県相談機関が受けた他人を誹謗中傷する人権侵害に関する相談の具体的な事例が記載されたものと解した。

(エ) 文書 6 について

文書 6 は、人権推進室が平成 27 年 4 月 1 日から文書 6 に係る開示請求がなされた平成 28 年 2 月 8 日までの間に作成又は取得した文書のうち、県相談機関が受けた HIV 感染者等に係る人権侵害に関する相談の具体的な事例が記載されたものと解した。

(オ) 文書 7 について

文書 7 は、人権推進室が平成 27 年 4 月 1 日から文書 7 に係る開示請求がなされた平成 28 年 2 月 8 日までの間に作成又は取得した文書のうち、県相談機関が受けた外国人に係る人権侵害に関する相談の具体的な事例が記載されたものと解した。

(カ) 文書 8 について

文書 8 は、人権推進室が平成 27 年 4 月 1 日から文書 8 に係る開示請求がなされた平成 28 年 2 月 8 日までの間に作成又は取得した文書のうち、県相談機関が受けた障害者に係る人権侵害に関する相談の具体的な事例が記載されたものと解した。

(キ) 文書 9 について

文書 9 は、人権推進室が平成 27 年 4 月 1 日から文書 9 に係る開示請求がなされた平成 28 年 2 月 8 日までの間に作成又は取得した文書

のうち、県相談機関が受けた高齢者に係る人権侵害に関する相談の具体的な事例が記載されたものであると解した。

(ク) 文書 10 について

文書 10 は、人権推進室が平成 27 年 4 月 1 日から文書 10 に係る開示請求がなされた平成 28 年 2 月 8 日までの間に作成又は取得した文書のうち、県相談機関が受けた子供に係る人権侵害に関する相談の具体的な事例が記載されたものと解した。

(ケ) 文書 11 について

人権推進室が平成 27 年 4 月 1 日から文書 11 に係る開示請求がなされた平成 28 年 2 月 8 日までの間に作成又は取得した文書のうち、県相談機関が受けた女性に係る人権侵害に関する相談の具体的な事例が記載されたものと解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 文書 1 及び文書 2 について

人権推進室は愛知県行政組織規則（昭和 39 年愛知県規則第 21 号。以下「組織規則」という。）第 6 条第 3 項に基づき愛知県県民生活部県民総務課（当時）に設置される課内室であり、人権推進室がつかさどる事務は、同条第 4 項において、「人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的な企画調整に関すること。」及び「同和問題に関する総合的な企画調整に関すること。」とされている。

前記の事務を実施するに当たり、人権推進室が児童相談所及び女性相談センターから文書を取得する必要はなく、文書 1 及び文書 2 に係る開示請求書において指定されていた平成 27 年 4 月 1 日から本件開示請求のなされた平成 28 年 2 月 8 日までの間において、人権推進室は、児童相談所及び女性相談センターから文書を取得していない。

念のため、人権推進室において、本件請求対象文書を探索したが、存在しなかった。

イ 文書 3 から文書 11 までについて

人権推進室がつかさどる事務は、前記アにおいて説明したとおりであり、こうした事務を実施するに当たり、様々な人権課題をめぐる国、自治体の動きや、マスコミ報道などを把握したり、個別の人権課題に精通した外部有識者の協力を得ているが、県相談機関が作成した個別具体的な人権侵害の事例が記載された文書を取得していない。

また、人権推進室においては、人権侵害に関する相談事務を所掌しておらず、県相談機関ではないことから、人権推進室が人権侵害に関する相談を受けることはなく、個別具体的な人権侵害の事例について記載した文書を通常作成することはない。

念のため、人権推進室において、本件請求対象文書を探索したが、存

在しなかった。

ウ 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不開示（不存在）決定を行ったものである。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した不開示理由説明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、人権推進室において管理する別記 1 及び別記 2 に掲げる行政文書であると解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 文書 1 及び文書 2 について

実施機関によれば、人権推進室がつかさどる事務を執行するに当たり、人権推進室が児童相談所及び女性相談センターから文書を取得する必要はないとのことである。

そこで、当審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、子ども、女性、高齢者、障害者等に係る個別の人権課題については、それぞれの関係課室で対応しており、人権推進室は、それら関係課室の人権に関する施策の実施計画・実施状況を取りまとめ、会議の開催等により情報共有を図ることにより、関係課室が人権に関する施策を適切に立案・実施できるよう総合的な企画調整を行う役割を担っているとのことである。

以上のことからすれば、文書 1 及び文書 2 に係る請求対象文書を取得していないとする実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

イ 文書 3 から文書 11 までについて

当審査会において検討したところ、これらの文書を作成又は取得していないとする実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

ウ 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得していないという実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記 1

県民総務課人権推進室に対する開示請求

文書 1 平成 27 年度 児童相談所から入手した文書

文書 2 平成 27 年度 女性相談センターから入手した文書

別記 2

県民総務課人権推進室に対する開示請求

文書 3 平成 27 年度 同和問題に係る人権侵害の事例が記載されている文書
（「事例」とは、「児童相談所や女性相談センターなどの県の相談機関が受けた、人権侵害に関する相談に係る具体的な事例」。文書 4 から文書 11 までにおいて同じ。）

文書 4 平成 27 年度 犯罪被害者の人権が侵害された事例が記載されている文書

文書 5 平成 27 年度 他人を誹謗中傷する人権の侵害の事例が記載されている文書

文書 6 平成 27 年度 HIV 感染者等の人権が侵害された事例が記載されている文書

文書 7 平成 27 年度 外国人の人権が侵害された事例が記載されている文書

文書 8 平成 27 年度 障害者の人権が侵害された事例が記載されている文書

文書 9 平成 27 年度 高齢者の人権が侵害された事例が記載されている文書

文書 10 平成 27 年度 子どもの人権が侵害された事例が記載されている文書

文書 11 平成 27 年度 女性の人権侵害の事例が記載されている文書

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
28. 5. 30	諮問
29. 9. 20	実施機関から不開示理由説明書を受理
29. 9. 22	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
30. 4. 18 (第 547 回審査会)	審議
2. 7. 14 (第 598 回審査会)	審議
2. 8. 11	答申